

(文教科学委員会)

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成三

十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部を改正する法律案(衆第二七号)(衆議

院提出)要旨

本法律案は、平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の円滑な準備及び運営に資するため電波法の特例及び国民の祝日に関する法律の特例を定めるとともに、平成三十一年に開催されるラグビーワールドカップ大会の円滑な準備及び運営に資するため電波法の特例を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部改正

1 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会については、無線局の免許・登録申請等の手数料及び無線局の電波利用料に係る電波法の規定を適用除外とする。

2 平成三十二年に限り、海の日を七月二十三日(オリンピック開会式前日)に、体育の日を七月二十四日(同開会式当日)に、山の日を八月十日(同閉会式翌日)とする。

二、平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部改正

ラグビーワールドカップ二千十九組織委員会については、無線局の免許・登録申請等の手数料及び無線局の電波利用料に係る電波法の規定を適用除外とする。

三、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。